

決 裁 伺 書

(決裁日付) 決裁 7-4-3 丁	(処理期限)	(決裁区分)					
	平成 年 月 日	(起案日)	平成 7 年 4 月 3 日	(取扱区分)	知事 副知事 出納長 部長 次長 課長補佐	例 公報登載 規	視 書 留
(文書分類) 大 中 小 () () ()	(施行日)	(保存期間)		平成 年 月 日	永年 () 年 5 年 3 年 1 年	引 継 廃 棄	9 年 4 月 13 年 4 月
(公印使用)	(起案者)						
(要) (不要)	所 属 生活衛生課 職氏名 [REDACTED] TEL 2436						

知 事 “	副知事 “	出納長 “	
部長 “	次長 “	生活衛生 課長 “	課長補佐 “
			係長 “
			課員 “
	次長	課長	主幹兼 管理 “
部長	次長	課長	“
	次長	課長	“

(標題)

不用大引取り業務実施要領の制定について

(伺い)

このことについて、別案のとおり施行してよろしいか。



242 - 6
平成7年4月3日

各保健所長

(財)宮崎県公衆衛生センター理事長 殿

環境保健部長

「不用犬引取業務実施要領」の制定について（通知）

動物管理業務については、日ごろから種々御配慮いただき感謝申し上げます。

さて、不用犬の引取業務については、狂犬病予防法施行規則（昭和25年省令第52号）第8条（死亡及び所有権の放棄）に基づき、今日まで引取りを実施してまいりましたが、狂犬病予防法の改正（平7年4月1日施行）に伴い、従来の狂犬病予防法施行規則第8条が削除され^{ました。}~~ることになります。~~

つきましては、平成7年度からの不用犬引取業務については、「動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」第7条第1項（犬及びねこの引取り）の規定に基づき、不用犬の引取業務実施要領を別添のとおり定め、実施することとしましたのでよろしくお願い申し上げます。

（文書取扱 生活衛生課）

不用犬引取業務実施要領

1 目的

この要領は、動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号以下「法」という。）第7条第1項に規定する犬の引取りに関する事項を定め、もって、円滑な引取業務の推進に資することを目的とする。

2 引取りの対象

所有者から引取りを求められた犬（以下「不用犬」という。）についてのみ対象とする。

3 引取業務

不用犬の引取業務は、保健所が行うものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じて市町村長並びに（財）宮崎県公衆衛生センター理事長に協力を求めることができる。

4 引取申請

不用犬の引取りの申請を行おうとする者は、不用犬引取申請書（別記様式）を保健所長に提出するものとする。

なお、保健所長は、その申請書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

5 引取方法等

(1) 保健所長は、引取日時及び場所を指定することができる。

(2) 引取時間は、勤務時間内とする。

6 その他

当該犬の鑑札及び注射済票は、返納させるものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

別記様式

不用犬引取申請書

平成 年 月 日

保健所長 殿

住所

所有者

氏名

印

所有権が喪失することを承知し、下記犬の引取りを申請します。
なお、当該犬の処分、譲渡等一切お任せします。

記

種 類	毛 色	名	生 年 月 日	性 別	体 格
				おす めす	
登録実施 年 月 日	平成 年 月 日		登録番号		
注射実施 年 月 日	平成 年 月 日		注射番号		
申請の理由	・子犬が生まれたが引取者がいないため。 ・犬が（よく鳴くため、狂暴なため、病気のため、増えたため、苦情が多いため） ・その他（)				

注1 鑑札及び狂犬病予防注射済票は、返還すること。

注2 狂犬病予防注射実施年月日は、最新の実施年月日を記入のこと。

注3 申請の理由については、該当する事項に○または、必要事項を記入すること。

改 正 後	現 行
犬の引取り業務実施要領 1 目的 この要領は、<u>動物の愛護及び管理に関する法律</u>（昭和48年法律105号以下「法」という。）第18条第1項に規定する犬の引取りに関する事項を定め、もって円滑な引取業務の推進に資することを目的とする。 2 引取りの対象 所有者から引取りを求められた犬についてのみ対象とする。 3 引取り業務 犬の引取り業務は、<u>保健所が行うものとする</u>。この場合において、保健所長は、必要に応じて市町村長並びに（財）宮崎県公衆衛生センター理事長に協力を求めることができる。 4 引取り申請 犬の引取りの申請を行おうとする者は、犬の引取り申請書（別記様式）を保健所長に提出するものとする。 なお、保健所長は、その申請書の写しを関係市町村長に送付するものとする。 5 引取り方法等 （1）保健所長は、引取り日時及び場所を指定することができる。 （2）引取り時間は、勤務時間内とする。 6 その他 当該犬の鑑札及び注射済票は、返納させるものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。 附 則 この要領は、平成11年9月1日から施行する。 平成12年12月1日一部改正	犬の引取り業務実施要領 1 目的 この要領は、<u>動物の保護及び管理に関する法律</u>（昭和48年法律105号以下「法」という。）第7条1項に規定する犬の引取りに関する事項を定め、もって円滑な引取業務の推進に資することを目的とする。 2 引取りの対象 所有者から引取りを求められた犬についてのみ対象とする。 3 引取り業務 犬の引取り業務は、保健所が行うものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じて市町村長並びに（財）宮崎県公衆衛生センター理事長に協力を求めることができる。 4 引取り申請 犬の引取りの申請を行おうとする者は、犬の引取り申請書（別記様式）を保健所長に提出するものとする。 なお、保健所長は、その申請書の写しを関係市町村長に送付するものとする。 5 引取り方法等 （1）保健所長は、引取り日時及び場所を指定することができる。 （2）引取り時間は、勤務時間内とする。 6 その他 当該犬の鑑札及び注射済票は、返納させるものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。 附 則 この要領は、平成11年9月1日から施行する。

改正	現行
（登録の申請） 第三条 法第四条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。） 二七 （略） 八 前五号のほか犬の特徴となるべき事項 （鑑札の様式） 第五条 法第四条第二項の鑑札は、登録年度及び登録番号を記載した別記様式第三による。 （鑑札の再交付）	（登録の申請） 第三条 毎年四月一日現在において生後九十一日以上犬を所有している者は、法第四条第一項の規定によつて四月三十日まで左の事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 所有者の住所及び氏名又は名称 二七 （略） 八 犬の体格 九 前六号の外犬の特徴となるべき事項 2 四月二日から翌年三月三十一日までの間に、生後九十一日以上犬で、登録をされていないもの又は登録をされているかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、三十日以内にその事由を具し前項に準じて申請書を提出しなければならない。 3 前二項の規定による申請に基づく登録の効力は、登録の日の次の三月三十一日までとする。 （鑑札の様式） 第四条の二 法第四条第二項の鑑札は、別記様式第三による。 （鑑札の再交付）

第六條 (略)

(変更)の届出事項)

第七條 法第四條第四項に規定する厚生省令で定める事項は、犬の所有者の氏名及び住所とする。

(犬の死亡の届出)

第八條 法第四條第四項の規定により犬の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 死亡した犬の死亡の当時における所有者の氏名及び住所
- 二 登録年度及び登録番号
- 三 死亡の年月日

2 前項の届出書には、鑑札及び注射済票を添付しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(登録事項の変更の届出)

第九條 法第四條第四項又は第五項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 所有者の氏名及び住所
- 二 登録年度及び登録番号

第五條 (略)

(所有者の住所等の変更)

第八條 犬の所有者は、その住所を移したとき又はその氏名若しくは名称を変更したときは、その旨を犬の所在地の市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。

(犬の所在地の変更)

第七條 犬の所有者は、犬の所在地を移したときは、その旨を、三十日以内に犬の新所在地の市町村長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(死亡及び所有権の放棄)

第八條 犬の所有者は、犬が死亡したとき又はその犬について所有権を放棄しようとするときは、鑑札及び注射済票を添え、犬の所在地の市町村長を経て都道府県知事にその旨を届け出なければならない。但し、鑑札及び注射済票を添えることができない正当な事由のあるときは、添えることを要しない。

(所有者の変更)

第九條 犬の所有者がかわつたときは、新所有者は、新旧の所有者の住所及び氏名又は名称並びに犬の新旧の所在地を書き、犬の新所在地の市町村長を経て三十日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができ。

第五節 動物愛護担当職員

第十七条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第十三条第一項の規定による立入検査又は前条の規定に基づく条例の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第三章 都道府県等の措置等

（犬及びねこの引取り）

第十八条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他の政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの

（犬及びねこの引取り）

第七条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの

〔法令関係〕

動物の保護及び管理に関する法律

昭和48年10月1日
(法律第105号)
改正 昭和58年12月2日

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第2条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(動物愛護週間)

第3条 ひろく国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(適正な飼養及び保管)

第4条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第5条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助言に関し必要な措置を講ずることができる。

第6条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止

するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

(犬及びねこの引取り)

第7条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、市町村長(第1項の政令で定める市の長を除き、特別区の区長を含む。)に対し、第1項(前項において準用する場合を含む。以下第6項及び第7項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。
- 5 都道府県等は、第1項の引取りに関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。
- 6 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 7 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第8条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第6項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第9条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

(動物を殺す場合の方法)

第10条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第11条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物保護審議会)

第12条 総理府に、動物保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、動物の保護及び管理に関する重要事項を調査審議する。

3 内閣総理大臣は、第4条第2項若しくは前条第3項の基準の設定又は第7条第6項(第8条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第10条第2項の定めをしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。これらの基準又は

定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 4 審議会は、動物の保護及び管理に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 6 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。ただし、その過半数は、動物に関する専門の学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第13条 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するもの。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(軽犯罪法の一部改正)

2 軽犯罪法(昭和23年法律第39号)の一部を次のように改正する。

第1条第21号を次のように改める。

21 削除

3 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第6条中第16号の3の次に次の1号を加える。

16の4 動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関すること。

第15条第1項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

動物保護審議会	動物の保護及び管理に関する法律の規定により その権限に属せしめられた事項を行なうこと。
---------	--

（狂犬病予防法の一部改正）

4 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

（罰則に関する経過措置）

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月2日）抄

1 この法律は、総務庁設置法（昭和58年法律第79号）の施行の日から施行する。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を支拂つた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

●動物の保護及び管理に関する法律

〔昭和四十八年十月一日
法律第三十五号〕

第三 昭和三十八年二月二日法律第八〇号

動物の保護及び管理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。

(動物愛護週間)

第三条 ひろく国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 目及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨によさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(適正な飼養及び保管)

第四条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に關しよるべき基準を定めることができる。

第五条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助言に關し必要な措置を講ずることができる。

第六条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に關し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物の飼養及び保管に關し必要な措置を講ずることができる。

(大及びねこの引取り)

第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、大又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、その大又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない大又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村長(第一項の政令で定める市の長を除き、特別区の区長を含む。)に対し、第一項(前項において準用する場合を含む。)以下第六項及び第七項において同じ。)の規定による大又はねこの引取りに關し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に大及びねこの引取りを委託することができる。

5 都道府県等は、第一項の引取りに關し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

6 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に關し必要な事項を定めることができる。

7 国は、都道府県等に對し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに關し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第八条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した大、ねこ等の動物又は大、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するよう努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第六項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(大及びねこの繁殖制限)

第九条 大又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与え、かつ、困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

(動物を殺す場合の方法)

第十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に關し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つてゐる場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の方法及び前項の措置に關しよるべき基準を定めることができる。

(動物保護審議会)

第十二条 都道府県に、動物保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ、動物の保護及び管理に關する重要事項を調査審議する。

3 内閣総理大臣は、第四條第二項若しくは前條第三項の基準の制定又は第七條第六項(第八條第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第十條第二項の定めをしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。これらの基準又は定めを要請し、又は廃止しようとするときは、同様とする。

4 審議会は、動物の保護及び管理に關する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員十五人以上以内で組織する。

6 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。ただし、その過半数は、動物に關する専門の学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

●宮崎県犬取締条例

(昭和四十七年三月三十一日)
条例第十八号

(改正) 平成四年三月三〇日条例第五号改正

宮崎県犬取締条例をここに公布する。

宮崎県犬取締条例

犬取締条例(昭和三十九年宮崎県条例第六十一号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、犬による人の身体、財産等に対する危害及び環境の汚染を防止することにより、社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「飼育者」とは、犬の所有者又は管理者をいう。

2 この条例において「飼い犬」とは、飼育者のある犬をいう。

3 この条例において「野犬」とは、飼い犬以外の犬をいう。

(保留義務)

第三条 飼育者は、その飼い犬を、人の身体、財産等に危害を加えるおそれのない方法で、常に保留しておかなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 飼い犬を犬舎、おり、目い等の障壁の中で飼育するとき。

二 警察犬、狩猟犬又は盲導犬をその目的のために使用するとき。

三 飼い犬を人の身体、財産等に危害を加えるおそれのない場所又は方法で訓練し、移動し、又は運動させるとき。

四 飼い犬を運搬の用に供するとき。

五 飼い犬を曲芸、展覧会、競技会その他これらに類する催しのために使用するとき。

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるとき。

(犬を飼育している旨の表示)

第四条 飼育者は、門戸その他の他人の見やすい場所に、規則で定めるところにより、犬を飼育している旨を表示しておかなければならない。

(捨て犬の禁止)

第五条 飼育者は、その飼い犬を捨ててはならない。

(飼い犬による環境汚染等の禁止)

第六条 飼育者は、前三条に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 飼い犬が、学校、病院、公園、道路その他の公共の施設若しくは場所又は他人の財産を汚染し、又は損傷しないようにすること。

二 飼い犬を飼育する場所を常に清潔にしておくこと。

(事故発生時の措置)

第七条 飼育者は、その飼い犬が人に危害を加えたときは、直ちに被害者を救護するとともに、規則で定めるところにより、知事又は公安委員会に届け出なければならない。

2 知事又は公安委員会は、前項の届出その他飼い犬による被害についての届出を受けたときは、当該飼い犬の飼育者に対し、被害者の救護、飼い犬の処置等について指示することができる。

3 知事又は公安委員会は、前項の規定により指示を行なう場合は、あらかじめ相互に協議するものとする。

(指図命令)

第八条 知事は、飼育者が第三条から第六条までの規定に違反しているとき、当該飼育者に対し、飼い犬の管理に關し必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、飼育者が第三条から第六条までの規定に違反しているとき、規則で定めるところにより、知事に通報するものとする。

(野犬等の抑留等)

第九条 知事は、あらかじめ指定した職員(以下「指定職員」という。)に第三条の規定に違反して係留されていない飼い犬及び野犬(以下「野犬等」という。)を捕獲し、又は抑留させることができる。

2 指定職員は、捕獲しようとして追跡中の野犬等がその飼育者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、その場所に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 指定職員は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 何人も、指定職員が捕獲しようとしている野犬等に投石する等その捕獲を妨害し、又は捕獲した野犬等を逃がしてはならない。

5 知事は、第一項の規定により指定職員が飼い犬を抑留したときは、飼育者の知れているものについてはその飼育者にこれを引き取るべき旨を通知し、飼育者の知れていないものについては規則で定めるところにより、その旨を二日間公示するものとする。

6 前項の通知を受け取つた日の翌日又は同項の公示期間満了の日の翌日までに飼育者が当該通知又は公示に係る飼い犬を引き取らないときは、知事は、これを処分することができる。ただし、飼育者がやむを得ない理由により当該通知を受け取つた日の翌日又は当該公示期間満了の日の翌日までに引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

●宮崎県犬取締条例施行規則

(昭和四十七年七月七日)
(昭和四十七年三月二日)

〔沿革〕 昭和五〇年九月三〇日規則第三六号、六〇年三月二九日第九号、平成元年四月一日第一四号、二年三月二二日第一号、五年四月一日第二〇号、七年三月三十一日第二八号、八年三月二九日第三二号改正

宮崎県犬取締条例施行規則をここに公布する。

宮崎県犬取締条例施行規則

犬取締条例施行規則(昭和四十年宮崎県規則第六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県犬取締条例(昭和四十七年宮崎県条例第十八号、以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(保留義務の例外)

第二条 条例第三号第六号の規則で定めるときは、次の各号の一に該当するときとする。

- 一 一人の身体、財産等に危害を加えるおそれがない生後九十日未満の飼ひ犬を飼育するとき。
- 二 飼ひ犬を人命救助のために使用するとき。

(犬を飼育している旨の表示)

第三条 条例第四号の規定による表示は、別記様式第一号によつてしなければならない。

(事故発生時の届出書及び指示書)

第四条 条例第七号第一項の規定による届出は、別記様式第二号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第七号第二項の規定による指示は、飼育者に対し口頭その他の方法により行なうとともに、別記様式第三号による指示書を交付して行なうものとする。

(措置命令書等)

第五条 条例第八号第一項の規定による措置命令は、別記様式第四号による命令書により行なうものとする。

2 条例第八号第二項の規定による通報は、別記様式第五号による通知書により行なうものとする。

(身分を示す証票の様式)

第六条 条例第九号第三項及び第十一条第四項の身分を示す証票の様式は、別記様式第六号によるものとする。

(公示の方法)

第七条 条例第九号第五項の規定による公示は、拘留に係る飼ひ犬を捕獲した場所を管轄する保健所の掲示場次に掲げる事項を掲示して行なうものとする。

- 一 捕獲年月日
- 二 捕獲した場所
- 三 犬の種類
- 四 犬の毛色
- 五 犬の性別
- 六 犬の体格
- 七 前四号に掲げるもののほか犬の特徴となるべき事項
- 八 公示期間満了の日の翌日までに犬を引き取らないときは処分する旨

(費用の負担)

第八条 条例第十号の飼育管理及び返還に要する費用として規則で定める額は、次のとおりとする。

- 一 犬の拘留中の飼育管理に要する費用
一頭一日につき 四百円
- 二 犬の返還に要する費用 一頭につき 三千九百五十円
一 改正(昭和五〇年規則第三六号・六〇年九号・平成元年一四号・二年一四号・五年二〇号・七年二八号・八年二二号)

(棄殺等の方法)

第九条 条例第十二号第一項の規定による捕獲又は棄殺(以下「棄殺等」という。)は、必要な期間を隔てて道路、空地、広場、堤防その他適当な地域に棄えざることを行なうものとする。

2 棄えさに用いる棄物の種類は、睡眠薬又は硝酸ストリキニーネとする。

3 棄えさを置く場合には、棄えさごとに、それが棄えさである旨を表示した紙片を添えておくものとする。

4 棄えさを置いた場合は、条例第九号第一項の指定職員に、事故のないように巡回させ、かつ、第一項の期間経過後直ちに当該棄えさを回収させるものとする。

(棄殺等の周知の方法)

第十条 条例第十二号第二項の規定による周知は、棄殺等を行なう区域及び期間、棄物の種類並びに棄えさの状態について、次に掲げる方法により行なうものとする。

- 一 関係市町村の掲示場に掲示すること。
- 二 棄えさを置く区域及びその近辺で住民の見やすい場所に掲示すること。
- 三 棄殺等を行なう区域及びその近辺の住民に対し、広報車その他の方法により周知すること。
- 2 前項第一号及び第二号の規定による指示は、棄殺等の開始の日の三日前から棄殺等の終了の日まで、同項第三号の規定による周知は、棄殺等の開始の日の三日前から棄殺等の終了の日までの間に行なうものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。